

都市再生整備計画事後評価原案の公表・意見募集

平成23年度から、社会資本整備総合交付金を活用して「多久駅周辺地区」の整備に取り組んできました。今年度が事業最終年度となり、事後評価原案を作成しましたので公表します。あわせて、この事後評価原案に対する意見を募集します。意見書提出は、商工観光課まで郵送か持参、または電子メールで提出してください。様式は問いませんが、ご意見のほか住所・氏名・電話番号をご記入ください。

■公表・意見提出期間 11月16日(月)～11月30日(月)

■閲覧時間 8時30分～17時(土・日、祝日を除く)

■閲覧場所 〒846-18501 多久市役所 商工観光課 街づくり係
☎75-2117-2117 ☒machizukuri@city.taku.lg.jp

※市のホームページにも掲載 <https://www.city.taku.lg.jp/>

▼問い合わせ 商工観光課 ☎75-2117

Information 多久市議会事務局

議会報告会を開催します

多久市議会では、議会基本条例に基づく『議会報告会』を左記のとおり開催します。市民のみなさんの参加をお待ちしています。

■開催日程

11月17日(火)

納所交流センター、多久公民館、西多久公民館

11月18日(水)

東多久公民館、南多久公民館、北多久公民館

*時間は19時30分～21時 いずれの会場も参加自由です。



▼問い合わせ 多久市議会事務局 ☎75-4828

家を建てたり、取り壊したりしたら、 税務課にお届けください

固定資産税は、毎年1月1日に所在する家屋・土地などに課税されます。

家や倉庫などを新築や増築した場合は、その翌年から課税の対象となり、取り壊しても届け出がないと、誤って課税されてしまう原因にもなります。家を建てたり、取り壊したりしたときは、税務課へご連絡ください。



▼問い合わせ 税務課 資産税係 ☎75-2176

Information 佐賀地方務局

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

ひとりで悩まず電話して！

■実施期間 11月16日(月)～11月22日(日)までの7日間

■開設時間 8時30分～19時(但し、土・日曜日は10時～17時)

■専用電話 0570-1070-1810(全国共通)

■相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

※夫やパートナーからの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談を受け付ける専用電話相談窓口です。相談は無料で、秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

▼問い合わせ 佐賀地方務局 ☎26-2148